

別 表 (第 2 条)

区分	工事等の内容
対象	既存住宅の増築及び改修工事
	浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事
	給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事
	屋根のふき替え、塗装及び防水工事
	外壁の張り替え、塗装及び防水工事
	間仕切り壁の変更工事
	床、内壁又は天井の張り替え及び塗装その他の工事
	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱工事
	ふすま及び障子の張り替え並びに畳の交換
	雨どい等の取り替え及び修理
	建具又はサッシの取り替え、修理及び新設
対象外	併用住宅の場合の住宅以外の部分の工事
	門扉、塀、舗装等に関する外構工事
	植栽に関する工事
	太陽光発電システムに関する工事
	防犯ライト及び防犯カメラに関する工事
	カーテン、ブラインド等に関する工事
	電話、インターネット、テレビアンテナ等に関する通信工事
	エアコンその他電化製品、暖房器具又は家具の購入及び設置工事
	消防設備、備品の購入及び設置工事
	省エネ住宅ポイントを取得する工事
	市が実施するその他の助成制度と併用する工事等